

国民健康保険料 特別徴収申込書

堺市 区長殿

下記のことを確認のうえ、10月からの納付方法を特別徴収に変更したいので申し込みます。

- 以下の特別徴収の要件（*）全てに該当した場合のみ特別徴収となります。
- 一旦特別徴収に変更となった後、世帯構成の異動等により保険料が減額になった場合は納付書払いに変更となることがありますが、特別徴収の要件に該当すれば、次の10月に再度特別徴収となります。
- 一旦特別徴収に変更となった後、再度口座振替への変更を希望される場合は、その手続完了までに2～4か月程度かかります。
- 特別徴収された国民健康保険料は、特別徴収された年金受給者本人の所得税や住民税の社会保険料控除として適用されます。
- 年 月 日を過ぎて申込みをされると、年10月からの特別徴収判定を行えない（年10月からの特別徴収判定となる）場合があります。

（*）【特別徴収の要件】

- （1）対象年度の7月1日時点で、世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上74歳以下の方で、世帯主が対象年度中に75歳に到達しない場合
- （2）世帯主本人が国民健康保険に加入している場合
- （3）世帯主の介護保険料が特別徴収になっている場合
- （4）世帯主の年金が年額18万円以上で、介護保険料と国民健康保険料との合計額が年金受給額の1/2を超えない（法令で定められた優先順位の最も高い年金が対象になります）場合
- （5）普通徴収第5期（10月）～第10期（翌年3月）に相当する国民健康保険料の合計額が6,000円以上である場合

申 込 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

記号番号 堺国 _____

住 所 堺市 _____ 区 _____

世帯主名 _____

電話番号 (_____) _____